

裁決評釈

家族名義預金は贈与されたものであるから、相続財産には当たらないなどと主張したが、それらの主張が認められなかった事例（平成 23 年 8 月相続開始に係る相続税の各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分・一部取消し、棄却）

国税不服審判所平成 27 年 10 月 2 日裁決（裁決事例集 101 号）

熊本国税不服審判所長
川 口 幸 彦

◆SUMMARY◆

本件は、被相続人が、自己の有する金融資産を原資に、子供らの名義を使って預け入れた定期預金について、その後の継続手続や各通帳及び各印鑑の保管が、相続開始時まで全て被相続人の管理下にあり、子供らの処分可能な状況になかった場合には、贈与があったとはいえず、被相続人の財産として相続税の課税対象となると判断された裁決事例である。

本件のように、相続税の税務調査の際に、家族名義預金の存在が明らかとなり、その預金の帰属、すなわち、名義はともかく実質的にみれば被相続人の財産である（相続財産である）か、名義のとおり家族名義人の財産である（既に贈与された財産であり、相続財産ではない）かが問題となり、争われるケースが多いと考えられる。

そこで、本稿では、①「贈与」とは、税法独自の概念であるのか否か、②贈与の成立と効力の発生時期をどう考えるのか、③贈与による財産取得の時期はいつか、などを明らかにした上で、本件裁決の家族名義預金の帰属に係る判断内容について解説している。また、本件は、多くの遺産分割協議書に記載される「本書に記載のない財産は、相続人〇〇に帰属する」旨の条項についての一般的な解釈を示しており、更に、最高裁平成 7 年 4 月 28 日判決で示された、いわゆる「ことさら過少申告」という一般的な判断基準に基づく具体例の一つであると考えられるので、それらの点についても言及している。

（平成 29 年 7 月 31 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

1 事案の概要	184
2 争点	184
3 裁決の要旨（上記2の(1)について）	184
4 解説	185
(1) 相続税法上の「贈与」	185
(2) 贈与の成立と効力の発生時期	185
(3) 贈与による財産取得の時期	185
(4) 贈与による財産取得の時期についての裁判例	186
5 本件裁決の評釈	189
(1) 争点1について	189
(2) 争点2について	190
(3) 争点3について	191

1 事案の概要

本件は、平成23年8月〇日に死亡したJ（以下「本件被相続人」という。）の相続（以下「本件相続」という。）に係る相続税について、原処分庁が、本件被相続人の子名義の各定期預金11口（以下「本件各定期預金」という。）を本件相続財産であると認定して相続税の各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分を行ったのに対し、審査請求人G、同K、同L、同M及び同N（以下、これらの者を併せて「請求人ら」という。）が、本件各定期預金は、本件被相続人からその生前に当該名義人に対して贈与されたものであるから相続財産には当たらないなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

2 争点

本件の争点は三つあるが、次の(1)が中心となるので、まず、それについて解説し、残りの(2)及び(3)についても、本裁決では重要な判断を示していることから、後でその点にも言及することとする。

(1) 本件各定期預金は、本件相続に係る相続財産であるか否か。

(2) 本件各定期預金が本件相続に係る相続財産に当たる場合において、本件各定期預金は、本件条項^(注)に基づき妻Gが本件相続により取得することになるのか否か。

(注) 本件相続に係る遺産分割協議書では、妻Gが取得する財産として、「現金、家庭用財産など上記相続人が取得する以外の全財産」とする条項が設けられている。

(3) 仮に、本件各定期預金が本件相続に係る相続財産に当たる場合において、本件各定期預金を申告しなかった請求人らの行為は、通則法第68条第1項に規定する重加算税の賦課要件を満たすか否か。

3 裁決の要旨（上記2の(1)について）

請求人らは、本件各定期預金は、被相続人が生前に子供ら（本件子供ら）に贈与したものであるから、被相続人の相続財産ではない旨主張する。

しかしながら、本件各定期預金は、被相続人が自己の有する金融資産を原資に、ペイオ

フ対策を念頭に置き、本件子供らの名義を使って預け入れられ、その後の定期預金の継続手続や各通帳及び各印鑑の保管は、相続開始時まで全て被相続人の管理下にあったものであり、本件子供らの処分可能な状況にあったということはできない。そして、請求人らの主張に係る贈与事実は認められないことからすると、本件各定期預金は被相続人に帰属する相続財産と認められる。

4 解説

本件のように、相続税の税務調査の際に、家族名義預金の存在が明らかとなり、その預金は誰に帰属するのか、具体的に言えば、名義はともかく実質的にみれば被相続人の財産である（相続財産である）のか、名実共に家族名義人の財産である（既に贈与された財産であり、相続財産ではない）のかが問題となり、争われるケースが多いと考えられる。

そこで、相続税法において、家族名義預金の帰属を判断する上で事前に知っておく必要がある「贈与」とは何か、贈与による財産の取得の時期はいつか、などから明らかにすることとする。

(1) 相続税法上の「贈与」

相続税法上、「贈与」について、特に定義規定は設けられておらず、民法上の借用概念であると考えることができる。したがって、贈与税の納税義務の成立時期を「贈与による財産の取得の時」と定める国税通則法 15 条 2 項 5 号（贈与税）にいう「贈与」、相続税法 1 条の 4（贈与税の納税義務者）及び 2 条の 2（贈与税の課税財産の範囲）にいう「贈与」等の概念は、これにより理解することになる。また、国税通則法 15 条 2 項 5 号の「贈与による財産の取得」及び相続税法 21 条（贈与税の課税）の「贈与により財産を取得」という文言も基本的には民法上の理解を前提とすべきということになる。

(2) 贈与の成立と効力の発生時期

民法上贈与が成立し、その効力が生ずる時期は、民法 549 条により、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾する時、すなわち、意思表示が合致した時となる。ただし、民法 550 条では、「書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。」と定められていることから、「書面によらない贈与」の場合には、いかなる時に「贈与による財産の取得」があったと理解したらよいかという疑問が生ずる。

(3) 贈与による財産取得の時期

イ このような場面を念頭に置いて、贈与による財産取得の時期を定めているのが、相続税法基本通達 1 の 3・1 の 4 共—8（原則）～11 であり、その取扱いのポイントは次のとおりである。

- ① 書面による贈与の場合には、「贈与契約の効力が生じた時」
- ② 口頭による場合には、「贈与の履行があった時」（また、停止条件付贈与の場合には、「その条件が成就した時」、農地等の場合には、「農地法の規定による許可又は届出の効力が生じた日」となる。）

ロ ところで、上記イのような考え方は古くから示されており、昭和 34 年当時、庭山慶一郎氏は、「書面によらない贈与は既に履行した部分を除き、当事者において取り消すことができるから（民法 550）、課税の便宜上履行の時を以て財産取得の時として取り扱うこととしている。財産取得の時期は贈与の場合においてもこのように抽象的には明らかであるけれども、実際上は不明瞭な場合が多い、特に、単に意思表示のみによる所有権の移転は外部に対しては何も分からず、税務署においても調査のしようがない、従って通常の場合、贈与の事実は登記、登録または占有によって把握された場

合において、実際の所有権の移転があった時期が明確でないものについては、課税の便宜上、登記、登録又は占有があったときに贈与があったものとして取り扱うこともできるとしている。・・・^④と述べている。

ハ また、裁判例においては、相続税法における「贈与により財産を取得した」時期について、「口頭契約は履行前にはいつでも贈与者において取消することができるから、いまだ課税原因として成熟確定せず納税義務の発生しないものである」(大阪高裁昭和41年12月26日判決)、「書面によらない贈与の場合においては、『贈与の履行の終わった時』を意味するものと解するのが相当である」(横浜地裁昭和52年4月13日判決、同控訴審東京高裁昭和53年12月20日判決、大阪高裁昭和54年7月19日判決、名古屋高裁平成10年12月25日判決等)、と判示している。

ニ それでは、上記イの相続税法基本通達1の3・1の4共-8~11や庭山氏の考え方についてどのように理解すべきか、ということになる。庭山氏は、「課税の便宜上」という表現を用いているが、それだけでは「書面によらない贈与」の場合の「取得」の時期を履行の時とすることは十分ではない。「課税の便宜上」という行政執行上の都合を理由として、さらには通達を根拠として、民法上の「贈与」の判断と異なる基準を持ち込むことはできないであろう。

ホ しかしながら、書面によらない贈与の場合には、民法550条により取り消される可能性もあり、この取消しとは、当初の意思表示に瑕疵が存在することを前提とするものではなく、理由を問わない「撤回」というようなものであることからすると、履行などの事実が伴わない限りは、贈与の効果を確定的に発生させるものではないと認定すれば、判断基準が問題ではなく、事実認定の問題として処理することができること

になる。

この点について、上記の大阪高裁昭和41年12月26日判決が「口頭契約は履行前にはいつでも贈与者において取消することができるのであるから」としていることや、東京地裁昭和55年5月20日判決が「贈与の履行が終了してもはや任意に取消されることがなくなる」状態が確定した時と判示しているのも同様な考え方に基づくものと考えられる。

ヘ 以上のように考えると、相続税法が、あくまで民法上の「贈与」を前提とする以上、贈与税の課税についても民法上の「贈与」に関する事実認定を基礎にすべきという、結論を導くことができる。

なお、民法では、書面によらない贈与において、「履行が終わったか否か」については、①動産については、引渡し(引渡しは現実の引渡しに限らず、簡易の引渡し^⑤(最高裁昭和39年5月26日判決)、指図による占有移転^⑥、占有改定(最高裁昭和31年1月27日判決)でもよい。)が履行であり、②不動産については、目的物の引渡しがあれば、登記がなくても履行が終了したとみてよいとしている。贈与税課税においても、基本的にはこの民法の考え方と異なるところはないと考えられる。ただし、贈与を内容とする書面や、履行の外形を作出するなどして租税回避を企み、又は過誤等に基づき、他人名義で登記等が行われたような場合には、贈与の実態を明らかにした上で課税等が決定されることになるであろう。

(4) 贈与による財産取得の時期についての裁判例

イ 相続税法基本通達逐条解説では、相続税法基本通達1の3・1の4共-8の(2)で、書面による贈与については、その契約の効力の発生した時が、贈与による財産取得の時期としているものの、「これは、書面さえ存在していればよいという趣旨ではないか

ら、たとえ書面は存在していても、所有権等の移転の登記又は登録の目的となる財産について、その登記又は登録を行うについて何らの障害がないにもかかわらず、書面の作成後（登記又は登録を行うについて障害がある場合はその障害が除かれた後）長期間登記又は登録を行わない場合など、実質的に考察すると、贈与の真実性には疑問が多く、むしろ全体を総合的にみるならば、贈与契約は、租税回避その他何らかの目的により、当事者の客観的真意とは別になされた仮装の行為あるいは贈与の予約とみるのがより自然かつ合理的であるようなものまで、その契約の効力を認めようとするものでないことは当然である。」^④と述べている。

おそらくこの解説のきっかけとなったのは、名古屋地裁平成10年9月11日判決（控訴審名古屋高裁平成10年12月25日判決、上告審最高裁平成11年6月24日第一小法廷判決）であろう。同判決は、土地建物を贈与する旨の公正証書が作成されながら、約8年9月にわたって登記がなされなかった事例について、詳細な事実認定の下、公正証書作成時の頃に贈与があったとは認められないとした上で、当該不動産の贈与を書面によらない贈与とし、上記登記手続よりも前に、不動産の引渡しを受けた事実はないとして、登記がなされた時点をもって当該不動産の贈与に基づく履行があり、贈与に基づき取得したとみるべきとした。これも、贈与について書面が作成されたものであっても、その後の履行の状況等、諸般の事情からその贈与の意思がない、架空のものと同判断することができることを許容するものであるとともに、履行という事実の背後にある贈与の意思に着目したものであることができると思われる。

ロ また、相続税法基本通達1の3・1の4共-11では、「所有権等の移転の登記又は

登録の目的となる財産について1の3・1の4共-8の(2)の取扱いにより贈与の時期を判定する場合において、その贈与の時期が明確でないときは、特に反証のない限りその登記又は登録があった時に贈与があったものとして取り扱うものとする。」としている。

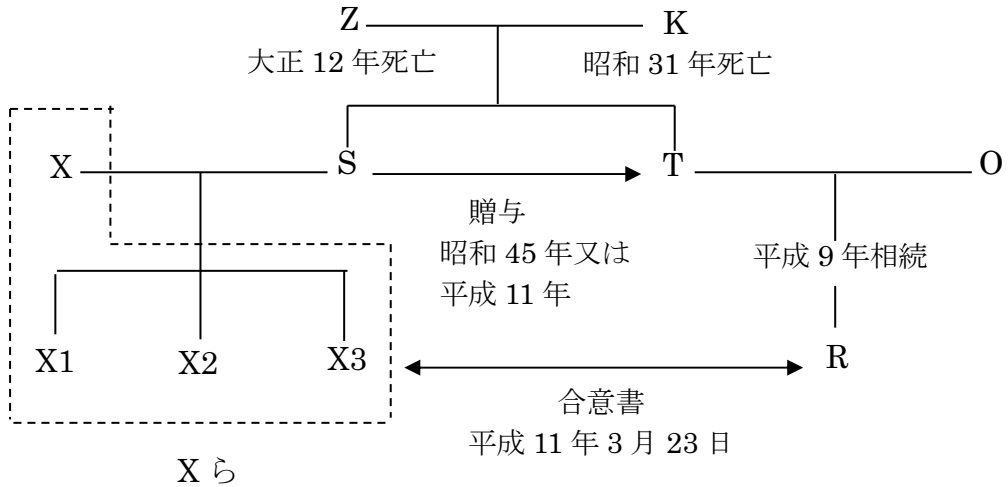
このように所有権移転の登記、登録の目的となるものについては、「特に反証のない限り」その登記・登録がなされた時に贈与があったと「取り扱うものとする。」と、登記又は登録があった時以外の時に履行があったことについての反証を許しているのも、この通達が、贈与による財産取得の時期についての事実認定に関する通達であることを示すものであり、登記・登録がされる前に何らかの履行がなされたことを反証することにより、それ以前に贈与があったと認定させることができることとなる。そして、これに関する裁判例としては、東京高裁平成19年6月28日判決、その原審である東京地裁平成18年11月8日判決がある。

この事件は、相続税法34条4項に基づく贈与者に対する贈与税の連帯納付義務に基づき預金債権の差押えを受けたXら（Xの子供3人を含む。）が、平成11年、Rとの間で双方が弁護士を代理人として、当該土地は昭和45年にS（Xの夫）からT（Rの父）に対して贈与され、その相続人であるRの所有となったことを確認し、同日、RからXらに対し、解決金500万円を支払い、その支払いが完了した後、大正12年家督相続及び昭和45年贈与を原因とする所有権移転登記手続をすることを内容とする合意書を交わしたもので、Rは、平成11年4月に本件土地を取得したとして、平成12年3月に贈与税の申告をしたものの、その支払を怠ったため、Y（税務署長）が、Xらを相続税法34条4項の連帯納付義務者

として預金を差し押さえて、取り立てられたが、本件贈与は昭和 45 年に行われたもので Y (税務署長) に徴収権はなく、また、贈与税について贈与者に連帯納付義務を定

めた相続税法 34 条 4 項は憲法 29 条及び 84 条に違反して無効であり、上記取立ては法律上の原因を欠くことを主張し、取立金の返還を求めて提訴した事件である。

【相続等関係図】



一審判決 (東京地裁平成 18 年 11 月 8 日判決) は、本件土地について S (X の夫) から T (R の父) に贈与がされたのは昭和 45 年であったと認定し (なお、R の贈与税の申告は税務職員の指導を受けてのものであって、明確な理解や考えに基づいて行われたものではないとされる。)、贈与税の連帯納付義務は時効により消滅したと認定し、X らの請求を全部認容した。

これに対して、控訴審 (東京高裁平成 19 年 6 月 28 日判決) は、本件贈与が昭和 45 年にあったとは認められず、平成 11 年 3 月 23 日に交わされた本件合意により 500 万円の支払を伴う負担付贈与がされたと認定した上で、相続税法 34 条 4 項の規定は憲法 29 条及び 84 条に違反するものではないと述べて、原判決を取り消し、X らの請求を棄却した。

地裁判決は、様々な事実を認定し、最終的に「・・・上記贈与契約成立の当時、S は、本件土地から遠く離れた横浜市におい

て生活を営み、受贈者である T において、既に本件土地上及び本件隣接土地に本件新建物を所有してこれに居住して生活の本拠として、本件土地を占有していたことからすると、上記贈与契約の締結と同時に、S から T に対して意思表示による簡易の引渡し (民法 182 条 2 項) がされたとみるのが相当であり、これにより贈与契約の履行がされたということが出来る。」と判示したが、控訴審判決では、「・・・結局のところ、本件土地を S が家督相続をした後、S が T に対し贈与等により本件土地を譲渡したことを認めるに足りる的確な証拠はなく、上記認定の経緯からすれば、T は、本件土地について、S から明示ないし黙示の無償使用の許諾を受けて、これを使用し、また、本件新建物の建築後は、S から無償使用の許諾を受けて、これを使用してきたものと認めるのが相当である。・・・本件合意書の実質は、T が Z (S と T の父) の家業を継ぎ、長年にわたり家族とともに本

件土地で生活してきたこと等の従前の経緯を考慮して、被控訴人らが T の承継者である R (T の子) に対し、500 万円の負担付で本件土地を贈与したものとみるのが相当である。」と判示した。

この控訴審判決は、単に所有権登記が平成 11 年に移転されたという「履行」の外形的事実だけでは足りず、その背後にある贈与意思を求めるため詳細な事実認定をした上で判断したものであり、贈与税の実務における「贈与による財産取得の時期」についての判断の参考になるであろう。

5 本件判決の評釈

(1) 争点 1 について

本件は、争点 1 「本件各定期預金は、本件相続に係る相続財産であるか否か。」のとおりに、相続税の課税財産の範囲（相続税法 2①）が問題となった事案であり、具体的には、本件各定期預金が、被相続人の生前に本件子供らに対して贈与されたものか否か、などについて事実認定を行い、本件各定期預金の帰属について判断したものである。

本件判決を見ると、本件各定期預金及び本件子供らに対する贈与の事実等について詳細に事実認定した上で、「相続財産である預貯金等の帰属については、一般的にはその名義人に帰属するのが通常であるが、預貯金等については別の名義への預け替えが容易にできることから、単に名義人が誰であるかという形式的事実のみにより判断するのではなく、その原資となった金員の出えん者、その管理、運用の状況、贈与の事実の有無等を総合的に勘案して預貯金等の帰属を判断するのが相当であると解される。」との判断基準⁶⁾を示し、次の①ないし③の項目ごとに検討及び判断を行った上で、本件各定期預金の帰属⁶⁾について、本件被相続人に帰属する相続財産であると判断した。

① 本件各定期預金の預入経緯及び原資の出えん者について

本件被相続人が平成 8 年以前から本件子供らの名義を使った金融取引を行っていた状況、本件各定期預金が本件被相続人の金融資産を原資としてペイオフ対策として預け入れられた状況に基づき、本件被相続人は、自らの預金の管理について、ペイオフ対策を念頭に置き本件子供らの名義を使って本件各定期預金をそれぞれ預け入れたものと判断した。

② 本件各通帳及び本件各印鑑の管理状況について

各金融機関の本件被相続人を担当した渉外担当者の本件調査担当者に対する各申述及び各回答書、子 L と子 N の答述等からすると、本件相続の開始日に至るまでの間、本件各通帳又は本件各印鑑を使用した本件各定期預金に係る継続手続及び届出住所の変更手続は、本件被相続人又は本件被相続人の指示を受けた妻 G の下で行われていたと判断した。また、請求人らが主張する時期（「10 年以上前のことで正確な日時は失念したものの、いずれの定期預金も預入日から 1 カ月から 2 カ月前後の日」）に本件被相続人が本件各通帳及び本件各印鑑を本件子供らに渡した事実はない（本件被相続人の下で管理されていた）として、請求人らの主張を排斥している。

③ 本件各定期預金の贈与の有無について

本件被相続人が実際に子 K と子 N に住宅資金の贈与をした場合には、これらの者が使用している普通預金口座等に直接資金を振り込む方法により贈与するなど、受贈者がその資金を自由に処分できる状況であったにもかかわらず、本件各通帳及び本件各印鑑は、本件相続の開始日まで一貫して本件被相続人の下で管理

され、本件子供らの処分可能な状況になかったという、全く異なる事実から、本件被相続人が、本件各定期預金を本件子供らに贈与していたと認められないと判断した。

以上のとおり、本件裁決では、家族名義預金の帰属について一般的な判断基準を示した上で、本件各定期預金の帰属について判断しているが、この判断基準や手法は、本件に限らず、他の事例についても参考となると考える。また、最近の裁決事例を見ても本件裁決と同様に判断しているといえるが、判断要素として「贈与税の申告と納税」を加えているものもある。いずれにしても、書面によらない贈与の場合には、贈与の有無が外形上分かりにくいことは否定できないので、例えば、贈与税の申告義務がある場合には、適正に申告しておく（申告書等を保存しておく）ことが重要であると言えるであろう。

なお、家族名義預金に限らず、株式などの他の財産についても、その帰属が問題となるが、株式の帰属の認定方法に言及した裁判例としては、東京地裁平成18年7月19日判決があり、「株式の帰属を認定するに当たっては、株式の名義が重要な要素とはなるが、他人名義で株式を取得することも、特に珍しくないことからすれば、誰が株式購入の原資を出損したか、株式売買の意思決定をし、株式を管理運用してその売買益を取得しているのは誰か、さらに、売却・購入を短期間に繰り返すことなく、比較的長期間保有を続けている株式にあっては、その配当金を取得しているのは誰かもまた、その帰属の認定に際して重要な要素ということができることから、これらの要素、その他名義人と管理、運用者との関係等も総合考慮すべきものと解される。」と判示しており、本件裁決の判断基準と同様な基準に基づき判断していると言えるのでは

ないかと考える。

(2) 争点2について

また、本件では、争点2「本件各定期預金が本件相続に係る相続財産に当たる場合において、本件各定期預金は、本件条項に基づき妻Gが本件相続により取得することになるのか否か。」のとおり、多くの遺産分割協議書に設けられる「本書に記載のない財産は、相続人〇〇に帰属する」旨の条項（本件分割協議書には、被相続人の妻Gが取得する財産として、「現金、家庭用財産など上記相続人が取得する以外の全財産」とする条項（本件条項）が設けられている。）の解釈が問題となった。

遺産分割協議を行う場合、このような条項を設けるのは、軽微な相続財産が遺産分割協議の終了後に見つかった場合に、その財産について相続人が改めて遺産分割協議を行うことは、手間暇がかかり大変だからである。一方で、相続税の調査により指摘された申告漏れ財産（遺産分割協議書に個別に記載されていない財産）が多額なものであっても、このような条項があることを理由に、その財産は被相続人の配偶者に帰属すべきものと主張し、相続税における配偶者軽減の措置（相続税法19条の2）の適用を受け、税負担の軽減を図ろうとする者が少なからずいるのではないかと考えられる。

本件裁決は、「一般に、個別的財産の遺産分割を定める条項により各人が取得する財産以外の財産を一部の者に取得させる旨の本件条項のようなものは、個別的財産の遺産分割による取得を定めた条項を設けた上での補充的なものであって、失念していた財産や家財道具を被相続人と同居していた家族等の適当な者に取得させるために用いられるものと考えられ、個別的な記載のない相当高額の財産については、当該補充的条項にその高額の財産をも含める旨合意さ

れているなどの特別な事情がない限り、含まれないと解するのが自然である。」との解釈を示した上で、「請求人ら間において本件条項の具体的な意味内容についての協議はなされておらず、本件分割協議書の作成時に、請求人らにおいて本件各定期預金を妻 G に取得させるという積極的な言動も見当たらなかった。また、本件分割協議書により妻 G が取得した預貯金の金額は 64,139,295 円であるのに対し、本件各定期預金の金額が 111,445,006 円に上ることに鑑みると、・・・金融資産について法定相続分に従って分割するという意思を有していた請求人らが、その意思に沿って妻 G に預貯金 64,139,295 円を取得させることに加えて、それをはるかに超える金額の本件各定期預金をも妻 G 一人に取得させる意思を有していたとは考え難い。・・・」と判断した。

このような条項については、遺産分割協議を行う場合だけでなく、相続税における実務を行う場合においても判断に迷うことが多いと考えられることから、本件判決の解釈及び判断が大いに参考になると考えられる。

(3) 争点 3 について

更に、本件では、争点 3「仮に、本件各定期預金が本件相続に係る相続財産に当たる場合において、本件各定期預金を申告しなかった請求人らの行為は、通則法第 68 条第 1 項に規定する重加算税の賦課要件を満たすか否か。」のとおり、重加算税の賦課の適否が問題となった。

この点について、本件の判決要旨は、「請求人らは、被相続人の子名義の定期預金 11 口（本件各定期預金）は被相続人が生前に子供ら（本件子供ら）に贈与したものであり、これを申告しなかったことにつき、隠ぺい又は偽装行為は存しない旨主張する。しかしながら、被相続人の妻 G は、本件各

定期預金を相続財産と認識しながら、これに関与税理士に告げず、本件各定期預金の記載がない遺産分割協議書を添付して相続税の過少申告を行い、その後の税務調査においても、本件各定期預金が、被相続人の生前既に贈与されたものであるなどとする根拠のない申述をして、真実の相続財産を隠ぺいする態度を貫こうとしたものである。このような行為は、当初から相続財産を過少に申告することを意図した上で、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告を行ったものと認められる。また、本件子供らは、相続財産の調査、申告を妻 G に委任していたが、本件各定期預金のうちそれぞれの名義の定期預金が相続財産であることを認識しながら、これに関与税理士に告げず、妻 G とともに相続税の過少申告を行っており、かつ、本件子供らに受任者である妻 G の選任及び監督に過失がないと認められる特段の事情はないから、本件子供らは、本件各定期預金の全部の隠ぺいがあったと認められる。」と述べている。

この判決要旨の判断部分（上記の筆者の下線部分）からも分かるように、最高裁平成 7 年 4 月 28 日判決が、「納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の右賦課要件が満たされるものと解すべきである。」とした、いわゆる「ことさら過少申告」という一般的な基準に基づいて判断したものである。

この最高裁判決の調査官解説⁷⁾では、これは一般的な基準ではあるものの、「・・・ような場合には」との表現を用いていることから、「完結的に必要十分条件としての賦課要件を示したものではなく、本件を解決するのに必要な限度で十分条件のみを示し

たものと理解すべきであろう。」と述べている。そして、「納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合」というのが、具体的にはどのような場合をいうのかについては、「例えば、多額の所得があったにもかかわらず、これをゼロとし、あるいはそのごく一部だけを作為的に記載した申告書を提出し続けた場合、そのような所得を得た納税者が通常であれば保管しておくと考えられる原始資料をあえて散逸するにまかせていた場合、税務調査に対する非協力、虚偽答弁、虚偽資料の提出等の態度を採った場合などがこれに当たり得ると思われる。」と述べるとともに、「事案ごとに諸般の事情を総合考慮して判断すべきであり、今後の事例の積み重ねを待つ必要がある」と、事例の集積の必要性についても言及している。

本件は、上記の裁決要旨のとおり、関与税理士の質問に対して本件各定期預金のあることを否定したわけではないことなど、最高裁平成7年4月28日判決の事例^⑧とは事実関係が異なるが、本件妻は、本件各定期預金を相続財産と認識しながら、これを関与税理士に告げず、本件各定期預金の記載がない遺産分割協議書を添付して相続税の過少申告を行い、相続税の申告後の税務調査においても、本件各定期預金が、被相続人の生前既に贈与されたものであるなどとする根拠のない申述をしたことなどから、重加算税の賦課要件を満たすと判断したものであり、「ことさら過少申告」の基準を用いた具体的な事例^⑨の一つとして先例性を有するものと考えられる。

^① 庭山慶一郎『相続税の理論と実務』21頁（税務経理協会、昭34）。

- ^② 簡易の引渡しとは、占有権の譲渡方法の一つで、例えば、賃借人が賃借物を譲りうけようとする場合、いったん物を賃借人に返還し、その上で改めて現実の引渡しを受けることは必要ではなく、単に当事者間の意思表示だけで、占有権が賃借人であった譲受人に譲渡されたものと認められることをいう（民法182②）（編集代表金子宏ほか『法律学小辞典（第3版）』137頁（有斐閣、平14））。
- ^③ 指図による占有移転とは、占有権の譲渡方法の一つで、例えば、ある商品をA倉庫に預けたままBがCに譲渡しようとするとき、BがA（占有代理人）に対して、以後Cのために占有せよと命じ、Cがそれを承諾することによってCは占有権を取得することをいう（民法184）（編集代表金子宏ほか『法律学小辞典（第3版）』439頁（有斐閣、平14））。
- ^④ 野原誠編『相続税法基本通達逐条解説』20頁（大蔵財務協会、平27）。
- ^⑤ 東京地裁平成20年10月17日判決は、被相続人以外の者の名義である預金等が相続財産であるか否かの判断基準として、「被相続人以外の者の名義である財産が相続開始時において被相続人に帰属するものであったか否かは、当該財産又はその購入原資の出捐者、当該財産の管理及び運用の状況、当該財産から生ずる利益の帰属者、被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用をする者との関係、当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯等を総合勘案して判断するのが相当である。」と判示している。
- ^⑥ 他に家族名義預金等の帰属について判断した公表裁決としては、平成25年12月10日裁決（全部取消し）、平成23年8月26日裁決（一部取消し）、平成19年10月4日裁決（一部取消し）があり、裁決要旨のみが公表されているものとしては、平成26年2月4日裁決（棄却）、平成25年8月28日裁決（棄却）、平成21年2月17日裁決（棄却）などがある。
- ^⑦ 近藤崇晴「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成7年度（上）471頁～。
- ^⑧ 納税者が、3箇年にわたり、株式等の売買による多額の雑所得を申告すべきことを熟知しながら、確定的な脱税の意思に基づき、顧問税理士の質問に対して右所得のあることを否定し、同税理

士に過少な申告を記載した確定申告書を作成させてこれを提出した場合には、国税通則法 68 条 1 項の重加算税の賦課要件が満たされるとした事例。

- ⑨ 他に相続税の重加算税の賦課が争われ、「ことさら過少申告」の基準を満たす（重加算税の賦課要件を満たす）とした公表裁決には、平成 28 年 4 月 19 日裁決、平成 18 年 11 月 16 日裁決、平成 17 年 6 月 13 日裁決があり、この基準を満たさないとした公表裁決には、平成 23 年 9 月 27 日裁決、平成 23 年 5 月 11 日裁決がある。

また、「ことさら過少申告」の基準を満たすとした裁判例としては、東京高裁平成 19 年 12 月 4 日判決があり、「重加算税を課するためには、過少申告行為のほか、『隠ぺい又は仮装の行為』と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するところ、納税者が当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をした場合は、重加算税の上記賦課要件が充足されると解される。これを本件についてみるに、本件重加算税対象財産が戊に帰属する財産であり、戊が、相続税対策として、上記財産の名義を親族名義として、上記各財産が当該名義人に帰属するかのごとき外観を作出していたことは既に説示したとおりであり、前記認定の事実及び弁論の全趣旨によれば、乙及び控訴人らは、本件重加算税対象財産のうち、戊名義の a 株式（・・・）及び投資信託（・・・）を除いた各財産について、これらが戊に帰属する相続財産であることを認識しながら、親族名義に仮装され、その帰属者を把握しがたい状態であったことを利用し、平成 6 年 8 月ころから、証券会社に控訴人らの名義の口座を開設し、住所地の変更、改印等をして徐々に株式を保護預かりとし、あるいは、その後に売却するなどして、その帰属者を一層把握しがたい状況にしたほか、戊及び控訴人らが、y 土地についても、相続税を免れるために、本件不動産贈与証を作成し、あたかも同贈与証記載のとおり、y 土地が贈与されたかのごとき外観を作出し、これらの各財産を戊の相続財産から除外した前記相続税申告書を被控訴人に提出したことが認められ、これに加えて、本件重加算税対象財産が多種多様であって、金額的にも多額にの

ぼり、配当金等の振込先も分散されていることを併せ考えると、乙及び控訴人らは、相続税を免れる目的の下に、戊の作成した親族名義の外観に隠れてこれを利用し、上記各財産が戊の遺産であるにもかかわらず、これを相続財産から除外した内容虚偽の本件第 1 次相続に係る相続税申告書を提出して過少申告行為に及んだものということができ、上記行為は、原判決が説示するとおり、通則法 68 条 1 項の『隠ぺい又は仮装の行為』に該当するものというべきである。」と判示した。